

# 利用開始までの流れ

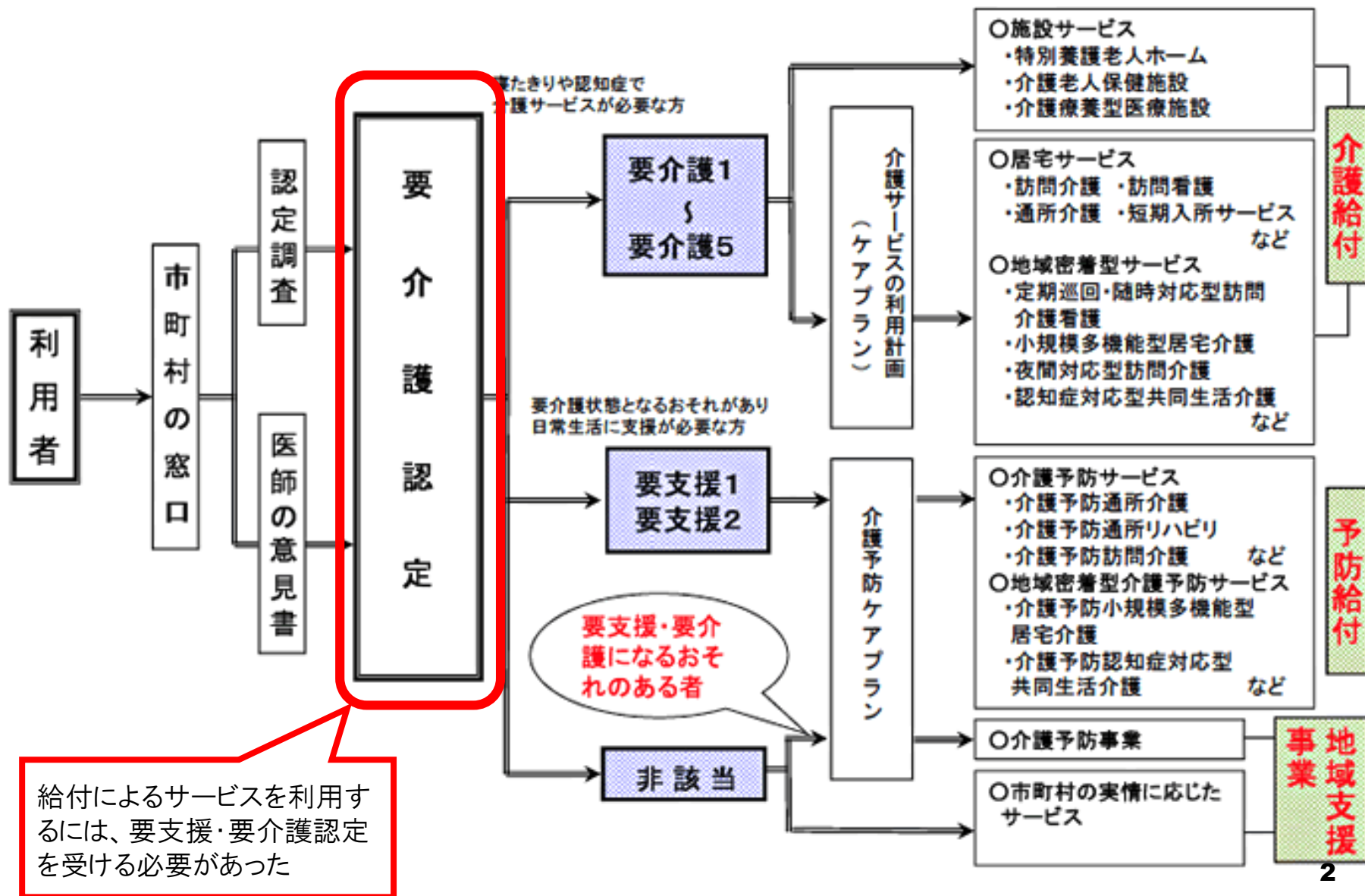
## ～基本チェックリストの実施～

平成29年2月21日、22日  
久留米市健康福祉部介護保険課  
新総合事業準備チーム



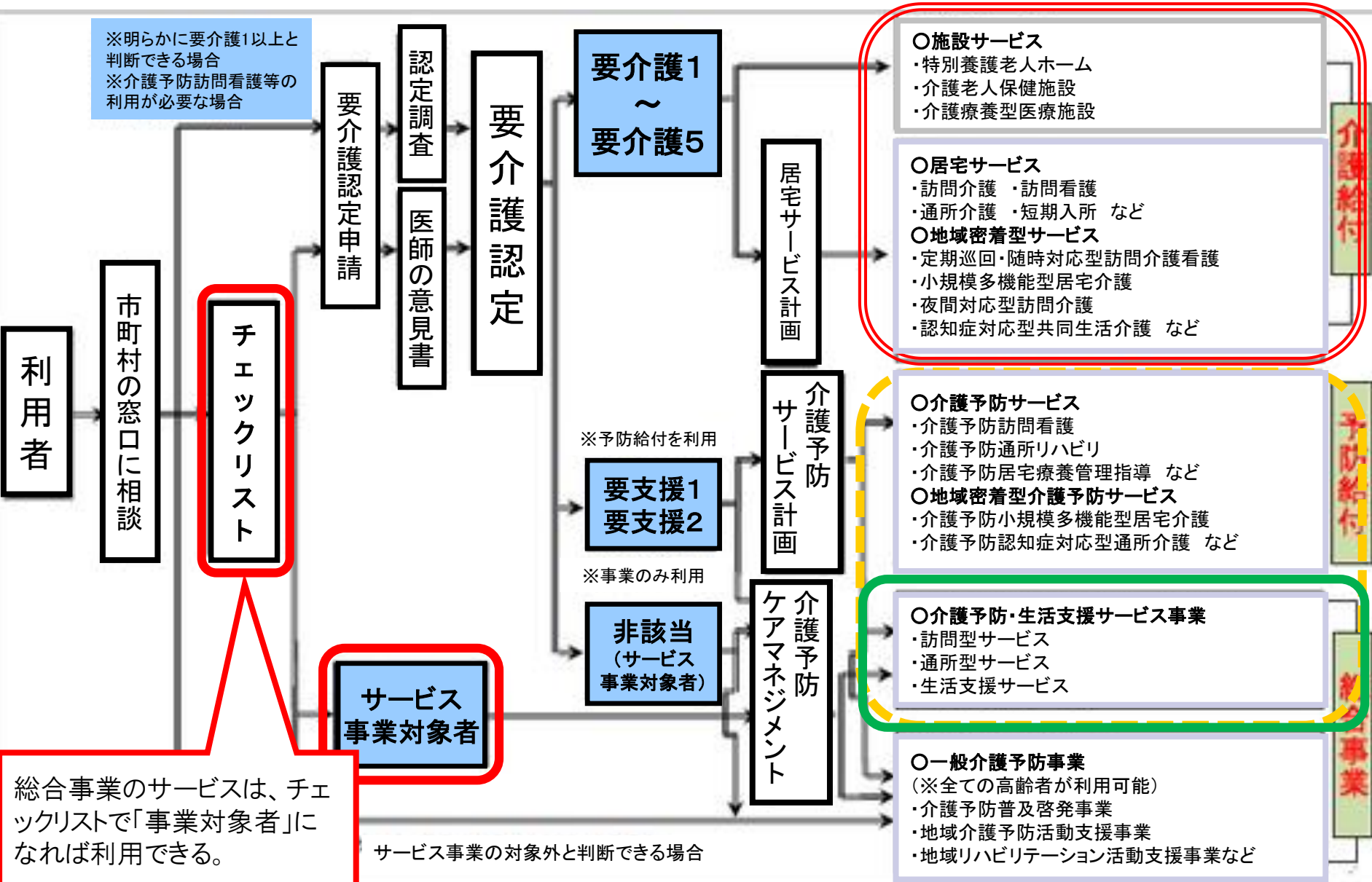
# 1. サービス利用の手続きと 基本チェックリスト

# これまでのサービスの利用の手続き



# これからのサービスの利用の手続き

※明らかに要介護1以上と判断できる場合  
 ※介護予防訪問看護等の利用が必要な場合



総合事業のサービスは、チェックリストで「事業対象者」になれば利用できる。

# 利用者状態区分と利用できるサービス

現  
行

区分	サービスの種類	要介護1～5	要支援1、2
介護給付	施設サービス	○	
	居宅サービス	○	
	地域密着型サービス	○	
介護予防 給付	介護予防サービス		○
	地域密着型介護予防サービス		○



平  
成  
29  
年  
4  
月  
以  
降

区分	サービスの種類	要介護1～5	要支援1、2	事業対象者
介護給付	施設サービス	○		
	居宅サービス	○		
	地域密着型サービス	○		
介護予防 給付	介護予防サービス		○	
	地域密着型介護予防サービス		○	
総合事業	介護予防・生活支援サービス事業		○	○

# 基本チェックリストによる判定

25項目の基本チェックリストで総合事業の対象者に該当すると判断された場合、介護予防・生活支援サービス事業対象者(事業対象者)として、介護予防・生活支援サービス事業を利用することができる。

基本チェックリスト様式例

## 【事業対象者の状態像】

事業対象者は、要支援者状態相当の者を想定しており、該当しないケースについては、一般介護予防事業の利用等につなげる。

## 【結果】

基本チェックリストの提出からおよそ1週間で事業対象者であるかの判断が行われる。

## 【第2号被保険者】

第2号被保険者については、がんや関節リウマチ等の特定疾病に起因して要介護状態となることがサービスをうける前提となるため、要支援(要介護)認定を受ける必要がある。

## 【住所地特例対象者】

久留米市内に居住している住所地特例者については、久留米市で基本チェックリストを受けることができる。

記入日：平成 年 月 日 ( )

氏名	住 所	生年月日		
希望するサービス内容				
No.	質問項目	回答：いずれかに○をお付けください		
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ	
2	日用品の買い物をしていますか	0. はい	1. いいえ	
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ	
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ	
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ	
6	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ	
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0. はい	1. いいえ	
8	15分位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ	
9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ	
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ	
11	6ヶ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1. はい	0. いいえ	
12	身長           cm    体重           kg    (BMI =           ) (注)			
13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ	
14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1. はい	0. いいえ	
15	口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ	
16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ	
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ	
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか	1. はい	0. いいえ	
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ	
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ	
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ	
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1. はい	0. いいえ	
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今はおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ	
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ	
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ	

# 基本チェックリストの実施

## 【基本チェックリストの実施方法】

原則として利用者本人と窓口で面談した上で実施します。

ただし、利用者本人が窓口に来ることができない場合は、家族等からの聞き取りでも実施することができます。

## 【実施窓口】

介護保険課、総合支所

### 基本チェックリストの対象者像

- ◎ 利用者の心身状態が安定している。
- ◎ 利用(予定)サービスが訪問型サービス、通所型サービスのみである。
- ◎ 日常生活に支障をきたすような認知症状や行動が見られない。

### 基本チェックリストの対象外（要支援認定の更新が必要な場合）

- ◎ 利用(予定)サービスに、予防給付(訪問看護や福祉用具等)が含まれている。
- ◎ 利用者の心身状態が安定しておらず、ケアマネジメントを行っていく上で、主治医意見書等の医学的情報が必要である。
- ◎ 第2号被保険者である。

# 事業対象者の決定と被保険者証①

## 【事業対象者の決定】

基本チェックリストをもとに、市は、事業対象者であるかの決定を1週間程度で行います。

## 【事業対象者の有効期間】

事業対象者の有効期間は、**基本チェックリストの実施日から**始まり、有効期限はありません。

ただし、利用者の状態が変わった場合等は、再度基本チェックリストを実施することができます。

### 必要に応じて認定申請も可能

基本チェックリストの実施で事業対象者となったとしても、心身状態の変化等により、要介護認定等が必要となった場合は、認定申請を行うことができます。

## 【被保険者証】

事業対象者と決定されたら、その旨を印字した被保険者証を発行します。

発行は、原則として利用者宅へ郵送で行いますが、届出時に申し出があった場合は、代理人による窓口受け取りもできます。

## 【利用者の情報提供】

対象者確認依頼届出書と基本チェックリストの写しを市から地域包括支援センターに情報提供します。



# 事業対象者の決定と被保険者証②

## 【被保険者証への印字イメージ】

事業対象者の被保険者証には、有効期間の記載はありません。

		(一)	(二)	(三)		
被 保 険 者	番号	0001234567	要介護状態区分等	事業対象者		
	住所	830-8520 福岡県久留米市城南町 15番地3	認定年月日(事業対象者の場合は、基本チェックリスト実施日)	平成 29 年 4 月 1 日		
	フリガナ	クルメ タロウ	認定の有効期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
	氏名	久留米 太郎	居宅サービス等	区分支給額基準額 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 1月当たり		
	生年月日	平成 年 月 日 性別 男	(うち種類支給限度基準額)	サービスの種類	種類支給限度	
	交付年月日	平成 29 年 04 月 01 日	認定審査会の意見及びサービスの種類の指定			
		4 0 2 0 3 2				
			給付制限	内容	期間	
					開始年月日 終了年月日	
					開始年月日 終了年月日	
					開始年月日 終了年月日	
			居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者及びその持病所の名所		届出年月日 平成 年 月 日	
					届出年月日 平成 年 月 日	
					届出年月日 平成 年 月 日	
					届出年月日 平成 年 月 日	
			介護保険施設等	種類	入所等年月日 年 月 日	
				名称	退所等年月日 年 月 日	
				種類	入所等年月日 年 月 日	
				名称	退所等年月日 年 月 日	

## 事業対象者の負担割合証

事業対象者にも負担割合証が発行されます。

自己負担割合が2割になる要件は、要支援(要介護)認定者と同様です。

# 事業対象者の決定と被保険者証発行までの流れ

1

窓口確認票を利用しての認定方法の決定

2

総合事業対象者確認依頼届出書の記入

3

基本チェックリストの実施

4

市は事業対象者の適否を判定

5

被保険者証、負担割合証の発送

約1週間後

## 2. 要支援（要介護）者の移行

# 現在の要支援認定者の移行について

久留米市では平成29年4月1日から総合事業へ移行します。

現在、要支援認定を受け、介護予防訪問介護または介護予防通所介護を利用している方は、平成29年3月31日時点において受けている要支援認定の有効期間の間は、引き続き介護予防訪問介護または介護予防通所介護を利用できます。

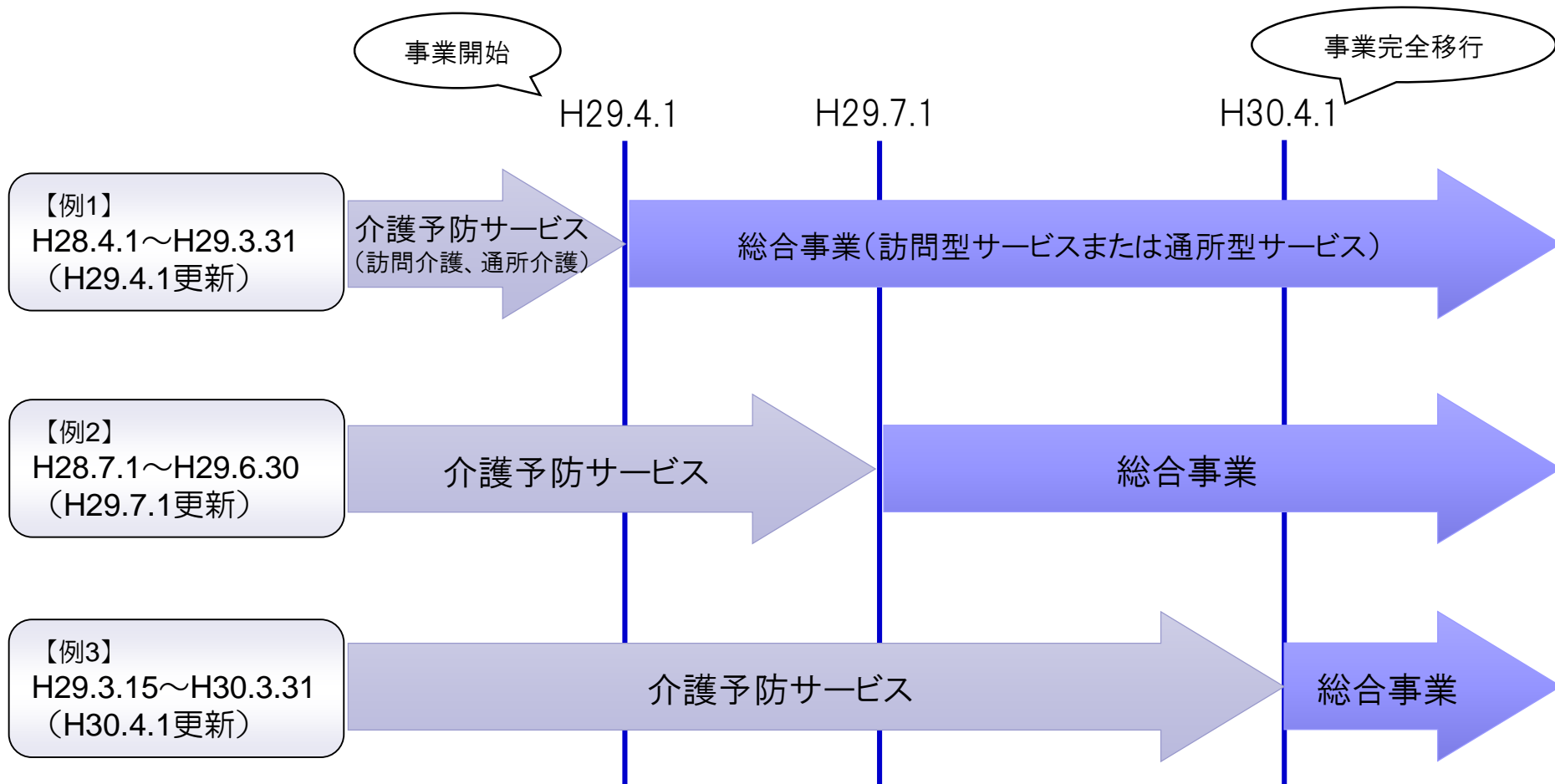
有効期間の終了後は、認定更新により要支援認定がなされたとしても、総合事業の訪問型・通所型サービスを利用することになります。

## 要支援者の早期移行

利用者が、平成29年3月31日時点で要支援認定の有効期間が残っているにも関わらず、介護予防訪問介護または介護予防通所介護ではなく、訪問型サービスまたは通所型サービスの利用を希望する場合は、地域包括支援センターへご相談ください。



# 現在の要支援認定者の移行例



平成29年4月以降は、認定更新で要支援者となったとしても、介護予防訪問介護、介護予防通所介護の利用はできない。

※それ以外の介護予防サービス(訪問看護や福祉用具等)は要支援者であれば利用できる。  
(事業対象者は介護予防サービスは利用できない)

# 認定方法の検討と基本チェックリスト

担当している要支援(要介護)者の認定の更新時期には、認定更新をするのか、基本チェックリストを実施するのかが利用者と相談し、地域包括支援センターと、利用者の心身等の状態や、利用するサービスをふまえた上で、今後の方針等を検討する必要があります。

## 【居宅介護支援事業所による基本チェックリストの実施】

要支援(要介護)者が認定の有効期間満了に伴い、認定更新ではなく、基本チェックリストを実施することになった場合は、居宅介護支援事業所により基本チェックリストを実施することができます。

### 基本チェックリストを実施する例

- 介護予防訪問介護または介護予防通所介護の総合事業に移行される介護予防サービスのみを利用しており、総合事業へ移行後も、同様のサービス(訪問型サービスまたは通所型サービス)を利用する場合
- 介護予防福祉用具貸与等の総合事業に移行されない介護予防サービスを利用しているが、更新のタイミングで利用サービスの変更を行い、総合事業のみを利用する場合

## 【実施方法】

『基本チェックリストの考え方』にそって、利用者に記載してもらいます。

# 基本チェックリストの市への届出

## 【受付時期】

要支援認定の有効期間満了前の**30日前**程度から

※要支援認定の更新申請は、有効期間満了前の60日前から

## 【受付窓口】

介護保険課、総合支所

※郵送での受付も可能です。

## 【提出書類】

◎ 届出書(利用者本人の同意署名、地域包括支援センターの押印)

◎ 基本チェックリスト

### 利用者の同意と地域包括支援センターとの検討

基本チェックリストの実施には、利用者の同意が必要です。届出書の同意欄に利用者の署名がない場合は、受付ができません。

また、地域包括支援センターとの検討も必要となりますので、検討の結果、基本チェックリストを実施することとなった場合、届出書に地域包括支援センターの押印が必要です。

## 【事業対象者の有効期間】

要支援(要介護)者が事業対象者となった場合の有効期間は、要支援(要介護)認定の

**有効期限の翌日**から始まり、有効期限はありません。

※基本チェックリストの実施日からではありません。

# 基本チェックリスト提出代行者の取り扱い

＜基本チェックリストの提出代行が可能な者＞

介護認定の有無	提出代行者
要介護・要支援認定を持っている被保険者の場合	家族、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所
要介護・要支援認定を持っていない被保険者の場合 (認定有効期間切れも含む)	家族、地域包括支援センター





# 認定方法の検討フローチャート

要介護・要支援認定者(65歳以上)

介護給付、予防給付のみ利用  
(または予定)

介護給付、予防給付と介護予防・  
生活支援サービス事業の両方を利用  
(または予定)

介護予防・生活支援  
サービス事業のみを利用  
(または予定)

要介護・要支援認定申請が必要

基本チェックリスト  
対象者

要介護・要支援認定の更新申請  
※有効期間満了前の**60日前**から

利用者の同意を得る・  
地域包括支援センターと方針検討

基本チェックリストの実施  
※有効期間満了前の**30日前**程度

市窓口に要介護・要支援申請書又は基本チェックリストを提出